

御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金の申込について（案内）

令和8年度において、一般家庭で使用されている古いエアコン・冷蔵庫から省エネ性能に優れたエアコン・冷蔵庫に買換えた世帯に対し、その購入経費及び設置工事に係る経費の一部の補助を下記のとおり行います。

記

◎申請受付期間・・・令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）

◎申請受付場所・・・御坊市役所 2階 市民環境課

◎対象商品・・・省エネ基準達成率が下記目標年度で100%以上のエアコン・冷蔵庫
エアコン：目標年度2027年度
冷蔵庫：目標年度2021年度

◎補助内容・・・購入経費等の1/2以内

（補助限度額：5万円）※100円未満は切り捨てとします。

◎予算額・・・2,000万円

* なお、補助金の総額についても限りがありますので、申込みについては先着順とし、補助金の総額が予算額に達した時点で申込みを打ち切らせて頂きます。

《補助の交付対象者》

- (1) 市内に住民登録し、当該住民登録地に居住している者であること。
- (2) 市町村税に滞納がないこと。
- (3) 同一年度において、自ら又は同一世帯の者が本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (4) 令和8年4月1日以後に、省エネ家電製品への買い換え及び家電リサイクル法に基づき、旧家電製品を排出した者であること。

《補助を受けられる要件》

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネットで購入したものを除く。）であること。また、設置に必要な工事を行った者が、市内の業者であること。
- (2) 旧家電製品を買い換えるために自ら購入し、設置したものであること。（リース及びレンタルを除く。）
- (3) 製品保証があること。
- (4) その他『御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付要綱』による。

問合せ先

御坊市役所 市民環境課

TEL：0738-23-5506

FAX：0738-24-3255

御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金の申請について（手順）

1. 申請書類について

御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に下記の必要書類を添えて、申請者本人が提出してください。申請書類全部が提出された時点で正式な申込みとなります。

◆補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に添付する書類◆

- (1) 省エネ家電製品のレシート又は領収書の写しを添付した省エネ家電製品購入費及び設置工事費証明書（様式第2号）
- (2) 省エネ家電製品に係る保証書（氏名、住所及び購入日並びに購入製品名または型番が記載されているもの）の写し
- (3) 旧家電製品に係る家電リサイクル券の写し
- (4) 市税収納状況調査同意書（様式第3号）又は市税完納証明書（転入者等のため滞納以外の理由で御坊市において左記の証明書の交付を受けられない方は、申請日直近の住民登録地で当該市町村税の滞納がないことの証明書の発行を受けてください。）
※ ただし、市税完納証明書については、本補助金申請日から遡り30日以内に発行されたものに限りま。
- (5) その他市長が必要と認める書類等

申請に必要な書類については業者に作成してもらうものや、税務課又は他の市町村で取得しなければいけないものもありますので、ご注意ください。

2. 補助金の支払いについて

申請書類が提出された後、内容を確認し、補助金の交付に適合していれば、『御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）』を送付し、後日、指定口座に補助金を振り込まさせていただきます。